

## 第2章 各論

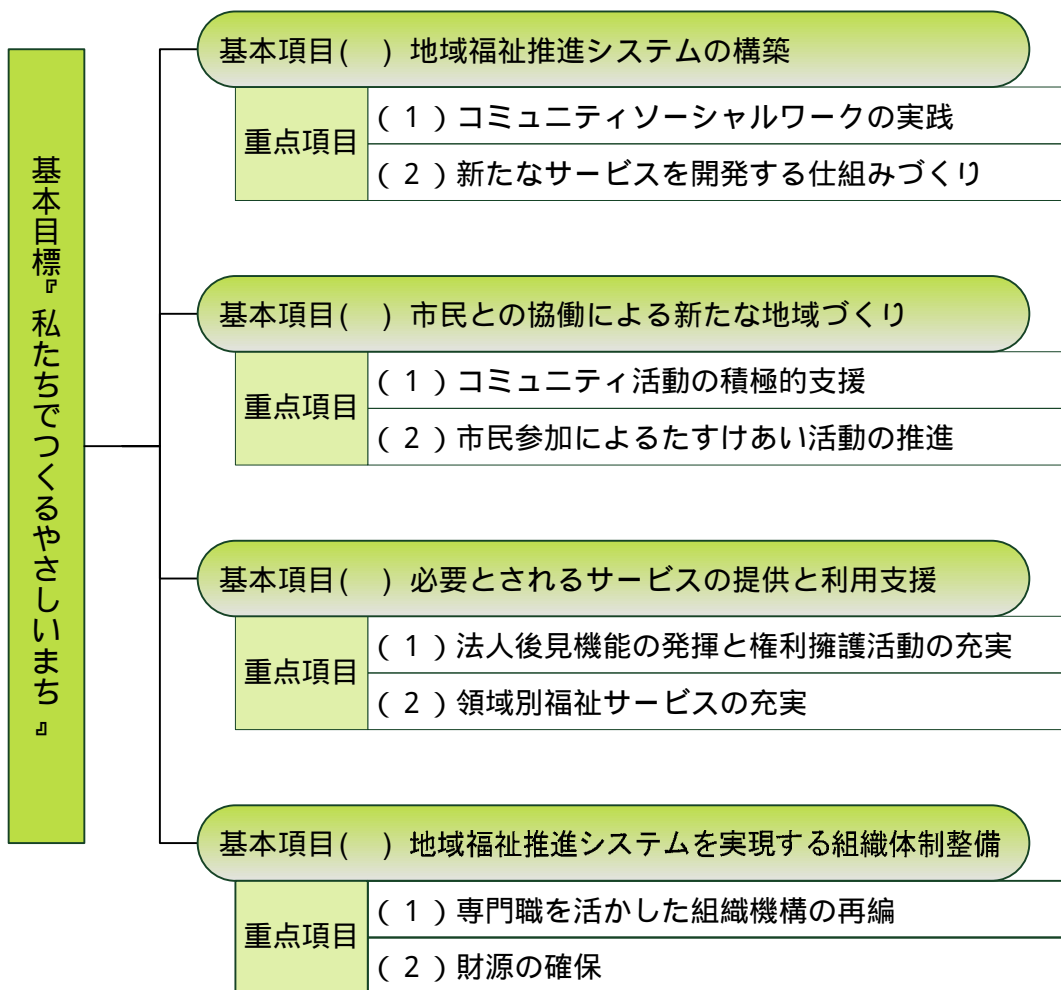
### 1. 基本構想

～ふれ愛プラン2015～ “私たちでつくるやさしいまち”

『一人ひとりがつながりあえるまちづくり』

### 2. 基本計画

#### 第4次地域福祉活動計画の全体枠組み



## 基本項目（I）地域福祉推進システムの構築

### 重点項目（1）コミュニティソーシャルワークの実践

積極的に地域に出向き、地域の課題に気づき、地域に働きかけを行い、住民の主体的な活動をバックアップしつつ、制度や福祉サービスにつながる役割を担う専門職として、市内の一定エリアを単位としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置します。

CSWは、地域社会の中で高齢、障害、児童・子育て、生活困窮から生じる生活課題、またこれらが複合する課題を発見し、これまでの地域福祉推進活動で築いた「つながり」を活かして、地域住民や各領域の専門機関と力を合わせ、問題解決にあたるきっかけ作りを行います。

専門化、複合化する地域課題に対応するために、分野や制度の枠組みにとらわれず、「住民の生活課題の解決」を実践の基本軸とし、専門・細分化されて存在する各種相談機関、支援機関との有機的な連携を図ります。さらに地域住民、市福祉関係部局、民生委員・児童委員などの地域福祉関係者と連携し、積極的な訪問・同行支援を継続することでニーズのきめ細かい把握に努め、互いに協力しながら課題解決につなげます。

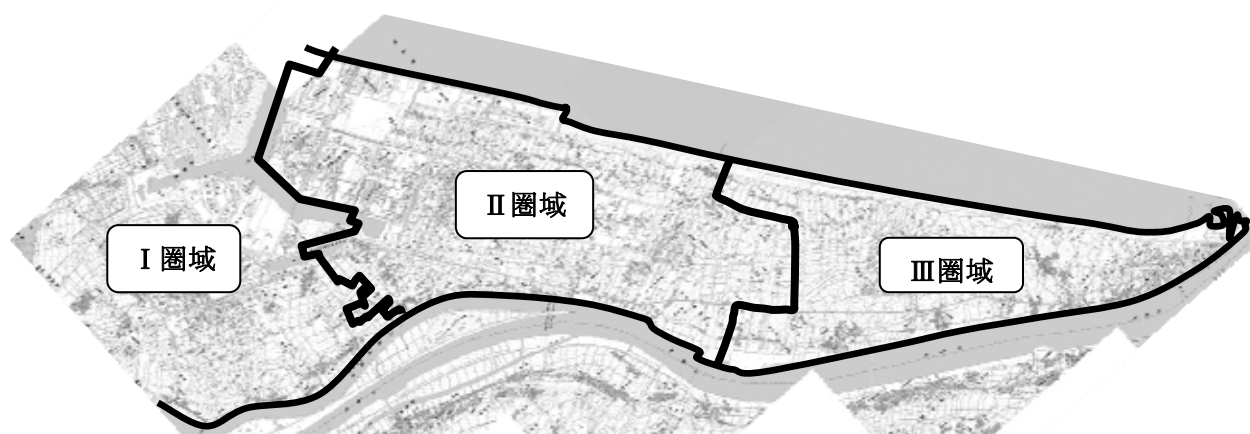
この実践は地域単位のニーズに応じたきめ細やかな相談支援体制が要となります。そのため、市をある一定エリア毎に区切ることで、効率的かつ効果的に実践することができると考えます。

神栖市地域包括支援センターでは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件に配慮し、他機関や地域住民との連携しやすさから、市を3圏域に分けて日常生活圏域を定めています。本会のCSW活動もこの日常生活圏域毎にCSWを配置したコミュニティソーシャルワーク実践をめざします。

※CSWにはソーシャルワークの基本的な専門知識が求められるため、社会福祉士・精神保健福祉士といった国家資格取得者を設置基準とします。

神栖市日常生活圏域の区分（神栖市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画より）

日常生活圏域	担当地域
I 圏域	萩原、芝崎、石神、高浜、田畑、木崎、溝口、息栖、賀、筒井、平泉、平泉東一～三丁目、神栖一～四丁目、深芝、東深芝、深芝南一～五丁目、居切、下幡木、鰐川、堀割一～三丁目、大野原一～八丁目、大野原中央一～六丁目
II 圏域	横瀬、日川、奥野谷、知手、知手中央一～十丁目、南浜、太田、太田新町一～五丁目、須田、若松中央一～五丁目、柳川、柳川中央一～二丁目、砂山、東和田
III 圏域	波崎、波崎新港、矢田部、土合本町一～五丁目、土合中央一～三丁目、土合北一～二丁目、土合南一～三丁目、土合東一～二丁目、土合西一～四丁目



<実施計画>

・圏域別担当コミュニティソーシャルワーカーの配置

C SWの活動は地域住民にとって「顔が見える存在」となることが全ての活動の第一歩となります。

福祉教育をきっかけにした学校及び地域住民との関わり、他機関との連携による地域への介入など、これまでの地域福祉活動をより深く掘り下げ、身近な場面から地域に出向く活動を入り口に地域アセスメント（地域特性や地域のニーズ把握）を進めます。

・課題発見機能の充実（課題発見機能と連携機能の発揮）

専門職や関係者だけでは地域の福祉課題を把握するには不十分であり、地域において常に生活課題に目を向け、支援活動に参画する協力者を増やすため、地域の相談者である民生委員・児童委員との協力体制を強化し、それをベースに地域の福祉力を高める取り組みを実施します。

・圏域別総合相談センターの設置

制度の枠を越えた地域福祉の総合相談に応じられるよう、圏域毎にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置するセンター機能を創設します。

圏域を担当するCSWは地域に出向いて相談を受け付けるなど、相談者にとってより身近に、気軽に相談ができるよう、アウトリーチ(\*)を主軸として、これまでの総合相談機能を発展・強化します。

アウトリーチ  
CSWが、相談者等のところへ直接的に出向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
日常生活圏域別担当CSWの配置 【自主事業】	1 圏域目で実施( 1 名配置)	CSW増員検討	2 圏域目で実施( 1 名配置)	CSW増員検討	全圏域に 1 名配置
課題発見機能の充実 【自主事業】	民協定例会に定期出席	CSW配置圏域内民生委員に下記窓口同席要請		CSW配置圏域内民生委員に下記窓口同席要請	
圏域別総合相談センターの設置 【自主事業】	事務局内にセンター機能設置	CSW配置圏域内で移動相談窓口開設(週1日)		CSW配置圏域内で移動相談窓口開設(2カ所目)	

## 重点項目（２）新たなサービスを開発する仕組みづくり

上記のコミュニティソーシャルワーク実践による地域福祉の推進システムを有効に機能させるには、CSW単独では困難であり、地域住民、行政、関係機関と連携し、情報共有を図りながら多様な機関がそれぞれの役割を最大限発揮できるようにネットワークを構築する必要があります。そこで、各関係機関との連携及び協力体制の構築、困難事例への対応検討などを目的に社協を中心とした地域福祉ネットワーク会議（仮称）を設置し、チームアプローチ体制の整備に努めます。

また、CSWが行った個別支援を通じて発見された福祉課題のうち、同様の課題を抱える対象者が一定数いるなど個別の課題解決にとどめることが適切でない場合は、当該課題解決のための新たなサービスを開発したり、当該課題に対応するための総合的な福祉施策につなげます。

さらには、コミュニティソーシャルワーク実践にあたって、CSWがどのように関与したか、その過程の妥当性を検証する場も必要となります。従って、市関係各課及び保健医療、労働、教育等各分野などとともに、検証・協議する場を設定します。

### < 実施計画 >

#### ・地域福祉ネットワーク会議の開催

困難ケースの共有及び事例検討、現行サービスの改善・強化を含めた新たなサービスを開発する機能を付与し、神栖市独自のサービス開発システムを構築します。

#### ・地域福祉推進会議（仮称）の設置検討

CSW活動の検証、市への政策レベルの提言など、市各課への働きかけ、CSWの存在意義の明確化を図るために、市関係各課及び保健医療、労働、教育等各分野と研究機関等の第三者による協議、検証の場を設ける、もしくは市が同様の機能を有する協議の場を設置した場合はCSWがその場に積極的に参画するなど、さらなる地域福祉の向上に努めます。

### ・地域ネットワーク勉強会の充実

地域ネットワーク勉強会は医療・保健・福祉・教育など、その時々の社会的な課題をテーマに‘誰でも気軽に、いつでも参加できる’勉強会を平成9年11月より毎月1回開催しています。(平成27年2月時点で開催回数205回。参加者延べ7,546名、協力講師131名。)

これまでの自由参加形態に加え、ターゲットを絞った少人数での勉強会や地域住民や各機関が向きやすい場での開催など、創意工夫をもって福祉課題を社会化する活動を展開します。

### < 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成27年度)	2年次 (平成28年度)	3年次 (平成29年度)	4年次 (平成30年度)	5年次 (平成31年度)
地域福祉ネットワーク会議の開催 【自主事業】	四半期1回開催		2ヶ月1回開催		
地域福祉推進会議の開催 設置検討 【自主事業】	設置検討・協議または参画	開催または参画			
地域ネットワーク勉強会の充実 【自主事業】	月1回継続 (移動勉強会の開催を実施・検証)				

## 基本項目（Ⅱ）市民との協働による新たな地域づくり

### 重点項目（１）コミュニティ活動の積極的支援

自分たちの住む地域をより良くするためには、行政施策はもとより市民の力が必要不可欠です。自らが考えて行動し、力を合わせて課題解決に取り組むための住民活動を応援し、誰もが安心して暮らしていける協働のまちづくりの実現を目指していきます。

そのためには、地域住民をはじめ住民自治組織、各種団体、各関係機関と顔の見える関係を築きながら相互の交流と連携を深め、地域に根ざした活動を展開し、住民主体のコミュニティづくりにつなげます。

具体的には、認知症、閉じこもり予防にも効果的なわくわくサロン設置を積極的に推進し、住民同士の見守りやそこからの情報収集を足がかりとした地域の課題発見や課題解決に向けた住民自らの取り組みを支援し災害時にも役立つ繋がりづくりを応援します。同時に市防災計画改訂に合わせ本会「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」も見直しを行い、災害発生時に円滑なボランティア活動が行われるよう、市及び県社会福祉協議会との連携の中で、住民同士が柔軟に繋がりあえるための仕組みづくりや情報発信機能の強化に取り組みます。

小学生・中学生を中心とした「福祉教育出前講座は、『将来の地域福祉の担い手を地域ぐるみで育む』ことに、より重点を置きます。地域住民、ボランティア、学校関係者等のご理解と参画を得ながら魅力ある新たなメニューの開発に着手し、世代を超えた交流と思いやりのこころの醸成を積極的に推進していきます。

#### <実施計画>

##### ・サロン活動立ち上げ支援の積極的展開

サロン活動は、地域の中で住民同士が気軽に集い、楽しむための場として、ボランティアを中心に参加者が自主運営しています。神栖市内には高齢者サロンや子育てサロンがあります。

各サロンのPR、情報交換会等を開催し地域住民への周知を図ります。また、地域のボランティア、行政区、シニアクラブ、市と連携を図りながらサロン増設に向けた支援策を検討します。

・災害時を想定した繋がりづくり

市地域防災計画の改訂にあわせ災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの見直しを順次行います。また登録ボランティアや地域住民に対してホームページやソーシャルネットワーキングサービス(※)等による効率的な情報発信手段を検討します。

・福祉教育出前講座の推進

福祉教育出前講座は、市内の小中学校や高校、PTAや企業、商店などに出向き、各種体験を通じ「心と体」で感じてもらうことを目的としています。

車いす、手話、点字、アイマスク等の体験や交流等に加え、ボランティア、地域の方々を交えたグループワーク等の取り組みなど魅力あるメニュー開発を行います。

福祉教育出前講座における各種体験の指導や協力、交流活動等に携わる出前講座サポーターの養成や意見交換会を開催します。

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)  
特定のつながりを通じ新たな人間関係を促進、サポートするインターネット上のサービス。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
サロン 設置支援  【自主事業】	関係機関、行政との協議 地区別サロン PRと設置支援 (年2～3ヶ所)		情報交換会		
災害時を想定した繋がりづくり 【自主事業】	災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル見直し(順次)	市、関係機関との情報交換	情報発信機能の強化		
福祉教育出前講座  【自主事業】	地域、学校への周知と協力要請 メニューの見直しと開発	出前講座サポーター養成講座開催	意見交換会の開催	出前講座サポーター養成講座開催	メニューの見直しと開発



## 重点項目（２）市民参加によるたすけあい活動の推進

地域の生活課題は、行政施策や専門機関だけで全て解決できるものではありません。地域の中で生活課題を持つ住民に対し、同じ地域に住む住民の積極的な関わりが加わることで初めて、「行政による福祉」と市民参加による福祉」が融合した「公福祉」が実現されます。

隣近所の支え合いをはじめ、同じ生活課題を抱える当事者同士のグループ活動、ボランティア活動等、様々な市民参加のたすけあい活動は、生活課題の解決だけでなく、私たちの暮らしをより豊かにするものであり、本会はそのための支援を積極的に行います。

支援活動の中心を担うボランティアセンターでは、相談、連絡調整、情報発信機能の充実と、活動拠点としての交流サロン運営など、市民活動を存分に発揮できる環境を整備します。また、市民の興味、関心に合わせた講座を企画し、新たなたすけあい活動を担う人材発掘に繋げます。

現在、住民参加型の有償たすけあい活動として展開している在宅福祉サービス事業「ういるかみす」は、平成27年度より大きく改変する介護保険制度の動向を見据え、市が実施する地域支援事業と連携を図りながら事業を充実させます。特に協力会員養成を積極的に行い、協力会員が利用会員と同じ生活圏で家事支援に関われる体制をつくります。

ファミリーサポートセンター事業（市受託）は、平成27年度より第2種社会福祉事業(※)の「子育て援助活動支援事業」に位置付けられます。本会は、年々増加傾向にある利用希望に答えられる子育てサポーター養成を継続し、適正運営に努めます。併せて、知的障害、発達障害、及びその疑いのある子の預かりなど専門的な対応を要する要望に対しては、市との協議のもと、子育てサポーター（市民活動）が担える部分と、専門機関や他制度により支援すべき部分を明確化します。

### <実施計画>

#### ・様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり

様々なボランティア、福祉団体、当事者団体、市民活動等の拠点として相談、斡旋、仲介、情報発信機能の充実等によるボランティアセンター機能強化を図ります。また、情報交換会等の開催により活動者間の連携を促進します。

第2種社会福祉事業  
社会福祉を行う事業で、社会福祉法第2条に定める事業。ほかに第1種社会福祉事業がある。

・各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓

講座のテーマは福祉分野に限定することなく、幅広い視点からのアプローチを継続し、新たな人材の開拓に結びつけていきます。

・住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」は、支援の必要な高齢者や身体障害者世帯等（利用会員）に対し、家事サービス等を協力会員が有料で提供する会員相互の助け合い活動です。

ファミリーサポートセンター事業（市受託）は、子育ての援助を受けたい利用者、子育てのお手伝いをしたい子育てサポーター相互の援助活動として、有料での保育サポートを提供しています。

両事業とも担い手となる市民の養成・研修を充実させ、増加する利用ニーズに応えていける体制を整えます。また、コーディネーター（職員）の資質を高め、安心、安全な事業運営に努めます。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
各種講座、勉強会の開催 【自主事業】	テーマ別講座、勉強会の開催				
ボランティアセンター機能の強化 【自主事業】	情報発信機能の充実 交流および情報交換会		交流および情報交換会		交流および情報交換会
ういるかみす 【自主事業】	協力会員養成研修	日常生活圏域ごとの提供体制づくり	フォローアップ研修	協力会員養成研修	フォローアップ研修
ファミリーサポートセンター 【受託事業】	子育てサポーター養成基礎研修 フォローアップ研修				

## 基本項目(Ⅲ) 必要とされるサービスの提供と利用支援

### 重点項目(1) 法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実

今回、法人後見を計画に位置付けた背景には、高齢者に対する後見人の必要性以上に、障害者、特に知的障害者が置かれた現状と将来への不安がありました。広く言われている「親亡き後」をどうサポートするかは深刻な課題であり、支援期間も数十年に及ぶことが予想されると後見人を探すのは更に困難となります。障害者の後見の中心は「日常生活の見守りと福祉サービス利用支援」であり、社会福祉分野に精通した者が、本人に近い距離で、長期間に渡って関わり続けることが求められます。こういった人材または社会資源は今後も不足することが懸念されるため、社協のような公益法人が組織として後見役を担う(法人後見)ことで継続性を確保しつつ一定数の後見需要に応えていくことが必要です。

地域の総合的な権利擁護支援体制の構築には、アクセスのしやすさ、分かりやすさが確保できる「権利擁護センター等」の設置が有効とされています。「権利擁護センター等(※)」がもつ機能としては、市内でも不足する資源と考えられる法人後見を始め、権利擁護・成年後見制度の相談、市民後見人の養成、日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会などによる啓発などがあります。

これまで本会が進めてきた住民や福祉関係者との協働、市関係部局とのパートナーシップ(※)のもとで、市内の権利擁護支援の状況を調査し、本会がすでに実施している成年後見制度利用支援相談及び日常生活自立支援事業などの機能を一体的に運営する「権利擁護センター等」の設置を目指します。

#### <実施計画>

##### ・法人後見機能発揮に向けた準備

市内の権利擁護支援状況について「日常生活自立支援事業から成年後見への移行が必要なケースの状況」「認知症高齢者の状況」「地域で暮らす障害者の状況」「虐待対応の必要性」を中心に調査します。その上で、法人後見を始めとする社協が担うべき機能と体制について「運営形態・財源」「行政・関係機関との連携」「職員(組

「権利擁護センター等」の全国市町村の設置状況は13.7%で、運営主体は市町村社協(61.0%)が最も多く、特定非営利活動法人(15.4%)、市区町村(8.1%)となっています。(全国社会福祉協議会「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」調査研究報告書より)

パートナーシップ異なる役割を持つ機関同士が、対等な立場で、協同して共通の目標に対して取り組むこと、あるいは取り組むためのシステム。

織)体制」の観点で行政や関係機関との合意形成を図り、「権利擁護センター等」の早期設置へと繋がります。

・成年後見制度利用支援相談（申立支援）の充実

市町村長申立て(※)や成年後見制度利用支援事業は、行政責任として地域包括支援課と障がい福祉課が実施しています。日常生活自立支援事業をはじめ権利擁護支援に関する相談が寄せられる社協では、今後も両課との連携のもと、市の成年後見制度利用支援事業へのスムーズな橋渡しに努めます。

市町村長申立て  
成年後見制度を利用したくても、申し立てることのできる配偶者や四親等内の親族がない場合、市町村長が代わりに家庭裁判所へ申し立てること。

・日常生活自立支援事業の活用促進

本事業は、成年後見制度利用の予備群とされる認知症高齢者、知的・精神障害者等、判断能力が不十分な方と本会、茨城県社会福祉協議会の三者契約により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域での自立した生活を送ることを支援するものです。

事業の有効活用促進のため、高齢者、障害者に関わる支援者への個別支援ケース例の情報提供など広報の充実を図ります。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
法人後見に向けた準備 【自主事業】	権利擁護支援状況調査 準備委員会設置	権利擁護センター設置 法人後見受任	適正運営		
日常生活自立支援事業 【受託事業】	広報強化	支援員養成講座	適正運営	権利擁護センターとして一体的運営	適正運営

## 重点項目（2）領域別福祉サービスの充実

社協の運営する精神保健デイケアは専門スタッフが関わる精神障害者の日中活動の場として貴重な社会資源となっています。精神障害者の増加と地域移行が進む中で今後も需要の増加が見込まれることから、精神保健デイケア事業の拡充と、事業と並行した訪問相談活動を強化することで、個別支援の充実と支援機関とつながりを持たず相談にも来られない方へのアウトリーチ(※)支援を展開し、精神障害者の社会復帰や社会参加支援を進めます。また、精神保健福祉士の派遣事業を継続し市関係部局との連携の基、市の相談機能充実に貢献し、地域福祉推進の中核機関として専門性の役割を發揮します。

発達障害児者の地域生活支援については、障害を早期に発見し発達支援を行うことが重要であることから、発達障害児養育機関の援助者への支援を通じた取り組みを継続します。これまで7回実施した発達障害療育者研修では、多くの研修終了者を輩出し、講師を中心に専門機関からの支援を頂く中で連携を深め、発達障害児の理解促進や支援者拡大に努めました。市単独での発達障害療育者研修の実施は県内でも少ない取り組みとなっており、今後も同スタイルを継続することで、発達障害支援体制の強化を図ります。

利用者自らが福祉サービスを選択する時代にあっては、地域福祉推進の中核を担う社協においても、NPOや民間企業などとのイコールフットディングの考え方を十分意図した事業や組織の改革に取り組むことが求められています。そのため実施する事業やサービスについては、社協活動の本質に照らしながら、適正な評価のもとに展開します。

### <実施計画>

#### ・精神障害者の地域生活支援の充実

精神保健デイケアの拡充と事業と並行した訪問活動の展開・精神保健福祉士派遣事業による機関間ネットワークを強め精神障害者の地域でのくらしやすさを広げます。

アウトリーチ  
CSWが、相談者等のところへ直接的に向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

イコールフットディング  
多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との公平性

### ・知的障害児者、発達障害児者支援の充実

障害の早期発見と早期支援が重要となる発達障害児者支援については、支援者研修等により支援者拡大と理解を進め、地域支援体制の充実を図ります。

障害者相談支援事業と指定特定相談支援事業を通じ、福祉サービスの利用支援など関係機関との連携による在宅障害児者の地域生活支援を展開します。

### ・サービスの適正評価

社協の担う事業は、会費や寄付金、公費により支えられているという特性、利用者の満足度や地域社会に及ぼす効果、そして組織の使命との関連性を含めた視点での適正評価を第4次地域福祉活動計画進行管理と連動して実施します。

### < 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
精神保健デイ ケアの運営 【受託事業】	回数増と固定 活動拠点を行政と協議	週3回実施 固定活動拠点 確保		毎日型を行政 との協議	毎日型に移行
精神保健福祉 士の派遣事業 【自主事業】	2名派遣	継続性・行政 との協議	協議結果を継 続		
発達障害者療 育者研修 【自主事業】	発達障害者療 育者研修			フォローアッ プ研修	
サービスの適 正評価 【自主事業】	評価方法の見 直し	事業実施		評価方法の見 直し	事業実施

## 基本項目（IV）地域福祉推進システムを実現する組織体制整備

### 重点項目（1）専門職を活かした組織機構の再編

専門的事業の受託、労働者派遣による本会専門職の行政への直接的な貢献を推進・継続することと、新たに取り組む日常生活圏域単位のコミュニティソーシャルワーク実践を実現するためにふさわしい組織体制への転換を図ります。

本会の相談支援活動の中核部署である「地域福祉推進センター」内に、日常生活圏域3圏域ごとの「総合相談センター」を設置します。計画1年次（平成27年度）は一つの圏域に専従のCSWを1名配置することからはじめ、順次専従CSWの配置圏域を増やしていき、将来的には各圏域に複数名のCSWを配置します。

そのために必要な人材確保について、計画的な正規職員の採用と育成の体系、現スタッフの資質向上に向けた研修体系を明確化し、中長期的に神栖市の地域福祉向上に貢献できる社協事務局体制を整備します。

サービス提供部門（在宅福祉サービスセンター）は、中立公正な社会福祉法人である本会があえて実施する理由を明確に説明できるものだけを継続させ、実施事業に見合った規模の組織とするとともに、総合相談センターの中立性確保と、法人後見機能発揮も見据え、地域福祉推進センターとは事務分掌、会計区分も含め明確な分離を図ります。

#### <実施計画>

##### ・相談(コミュニティソーシャルワーク)部門の明確化

総合相談センター機能の発揮と、各生活圏域を受け持つ専従CSWが最も機動的に活動できる組織機構を最優先に編成します。

CSWが各地域での相談支援や、住民との関わりに従事できる機会をできるだけ増やし、社協の動き、社協の姿が「住民からも見える」組織形態へ転換します。

##### ・派遣人員計画の策定と市との合意形成

本会の実施する労働者派遣事業は平成26年度時点で市の障がい福祉課、社会福祉課、地域包括支援課の3課へ各1名を派遣してい

ます。今後の派遣要請の規模や期間、事業の対価としての派遣料設定など、中長期的な取り決めに明確にしておくことと、今後も市をはじめ関係機関へ効果的な人材派遣を継続するため、派遣できる人材要件（保有資格、年齢、実務経験年数等）や最大派遣人員数等を「派遣人員計画」として明確化し、内外に示します。

#### ・職員配置計画に基づく採用、研修システムの体系化

圏域担当専従CSWの最大人数、法人運営やサービス提供部門に従事する職員の最低人数、法人後見を担った場合の必要人員などを明らかにし、「職員配置計画」を策定します。

配置計画は10年後、20年後を見据えた長期的視点で策定する必要があり、正規職員としての新規採用計画、採用した職員の育成・研修計画まで含め、早期の策定をめざします。

### 重点項目（2）財源の確保

第3次計画に引き続き、専門職配置を要する市事業の積極的受託を継続します。受託事業と本会独自事業については市とのパートナーシップ（※）のもと財政面でも連携を図り、公費財源による支援が継続されるよう努力します。

自主財源（会費・寄付金）の獲得は、社協の理解者・支援者を増やす営みでもあります。寄せられた浄財は市民に見える形で還元していきませんが、事業実施による還元だけでなく、本会CSWが地域社会に入り住民と関わり、ともに動くなかでの理解者獲得にも取り組みます。広報の充実も含め、社協活動の理解者を増やし、自主財源の獲得に繋がります。

また、法令に基づくサービス提供部門は独立採算を目指し、増収となれば本会の新たな自主事業のための財源とします。ただし事業継続の判断基準は採算性ではなく、公益団体である本会が実施する必要性の有無であり、継続する場合はたとえ不採算でも創意工夫しながら継続し、財源不足分は財政調整積立金等本会資産を取り崩して充てます。

自主事業を継続する財源が確保できないときは、福祉活動基金の一部取り崩しも含め検討し、市民利益を低下させないことを第一に考えます。

パートナーシップ  
異なる役割を持つ機  
関同士が、対等な立  
場で、協同して共通  
の目標に対して取り  
組むこと、あるいは  
取り組むためのシス  
テム。



## <実施計画>

### ・市とのパートナーシップにもとづく助成・受託金の確保

相談支援を業務の中心とする市の受託事業には、今後も積極的にその役割を担い、対価としての事業収入増に繋がります。

圏域単位の地域包括支援センターなどは受託者が公募される予定で、他の民間事業者が応募する可能性もあるため、公募に応じるかどうかは慎重な判断が必要になります。相談支援の専門機関としての本会機能をさらに高められる事業でもあるため、センター設置に必要な人員配置のできる事務局体制を確保できれば、取り組んでみたいと考えます。

その上で、本会が独自に展開する地域福祉推進事業と、そこへ従事する専門職配置のための費用は助成金として、公費財源による安定確保がされるよう市と協議・調整します。

### ・応援者を増やす（会費、寄付金の増強）ための広報

新聞折込による「かみす社協ニュース（毎月）」「ボランティアセンターマガジン（隔月）」、本会ウェブサイトによる広報は、広く市民に対して社協活動の姿を伝え、新たな理解者・協力者を募ることのできる貴重なツールとなっています。必要な方へ必要な情報を伝えるための媒体としてだけでなく、年齢を越えて「福祉」や「ボランティア」「社協」について理解が深まるような内容を心がけます。

### ・保有資産（基金、積立金）の適正活用

事業の継続必要性を判断した上で、継続に必要な財源に不足があれば、本会が保有する「財政調整積立金」を、取崩規定の範囲において活用していきます。

併せて毎年次の予算編成と執行管理を厳密に行い、必要経費の適正化にも努めますが、「財政調整積立金」も枯渇したときは「福祉活動基金」の活用について理事会、評議員会へ諮ります。